

**運営委員会
全員協議会**

協議事項

令和8.5.21(木)

午前 10 時
午後 1 時 30 分

4月1日付人事異動者の紹介

1 議会運営委員候補者の届出について

2 永年在職議員に対する表彰状の贈呈及び肖像写真の掲額について

3 第2回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第7号	}	2件 …	定期監査等及び例月出納検査の結果報告
監報第8号			
報第4号	………		専決処分の報告(法第180条関係)
自報第5号	}	6件	{ (一財)清掃公社、(公財)花みどり振興財団、 (公財)医療公社、(公財)文化振興財団、 (株)なゆた浜北、(公財)浜松地域イノベーション 推進機構の令和8年度事業計画
至報第10号			
自報第11号	}	3件	{ 繰越明許費、水道事業会計予算、下水道事業会計予算の 令和7年度繰越計算書
至報第13号			

(2) 議決事件について

ア 市長提出事件

報第3号	}	2件 …	専決処分の承認について(法第179条関係)
報第14号			
自第79号議案	}	9件	{ 予 算 1件 条 例 6件 そ の 他 2件
至第87号議案			

イ 議会提出事件

議長発議第1号 … 浜松市議会議会運営委員会委員選任について

議長発議第2号 … 浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について

(3) 討論について

通告書の提出期限

専決処分承認関係 …… 5月21日(木)午後5時

そ の 他 …… 6月17日(水)正午

(4) 市政に対する質問について (3月19日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	5人
市民クラブ	1人	1人
公明党	—	1人
創造浜松・国民民主党浜松	1人	—
日本共産党浜松市議団	—	1人
	3人	8人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
6月11日(木)	3人	—
6月12日(金)	—	4人
6月15日(月)	—	4人
	3人	8人

ウ 質問通告期限 ……6月3日(水) 正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1日	1 自由民主党浜松 2 市民クラブ 3 創造浜松・国民民主党浜松	
2日		1 公明党 2 自由民主党浜松 3 日本共産党浜松市議団 4 市民クラブ
3日		5 自由民主党浜松 6 自由民主党浜松 7 自由民主党浜松 8 自由民主党浜松

(5) 会期について

自 5月28日(木) } の28日間
至 6月24日(水)

(6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について (別紙)

4 追加予定議案について

5 陳情・意見書の提出について

- (1) イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書について陳情
(こどもたちの食の未来のネットワークはままつ 川田忍さん提出)
- (2) 消防団の持続可能な運営と地域防災力の強化に関する意見書 (自由民主党浜松提出)
- (3) 物流対策強化・自動運転施策の推進を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (4) 造血幹細胞移植後の予防接種における助成等を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (5) 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (6) 中小製造業の存続支援強化を求める意見書 (創造浜松・国民民主党浜松提出)
- (7) ドナーミルクの利用拡大を求める意見書 (公明党提出)
- (8) 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書 (公明党提出)
- (9) 非核三原則の堅持を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

6 浜松市議会傍聴規則及び浜松市議会委員会傍聴規程の一部改正について

7 正副議長の選挙について (全協のみ)

12 交渉団体及び運営委員候補者の届（運営委員会規程第4条）

浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者 ~~（異動）~~ 届

名 称	自由民主党浜松
運 営 委 員 候 補 者	齋藤 和志 露木里江子 小野田康弘 神間 郁子 小泉 翠

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和8年4月15日

浜松市議会議長 高林 修 様

代表者の氏名 松本康夫

浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者~~(異動)~~届

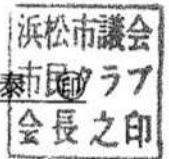
名 称	市民クラブ
運 営 委 員 候 補 者	花井洋介

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和8年5月1日

浜松市議会議長 高林修 様

代表者の氏名 岩田邦泰



浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者~~(異動)~~届

名 称	公明党
運 営 委 員 候 補 者	山崎 とし子

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和8年5月11日

浜松市議会議長 高林 修 様

代表者の氏名 幸田 恵里子

12 交渉団体及び運営委員候補者の届（運営委員会規程第4条）

浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者 ~~（異動）~~ 届

名 称	創造浜松・国民民主党浜松
運営委員 候補者	太田 利実保

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和6年5月13日

浜松市議会議長 高林 修 様

代表者の氏名 森田 賢児

日程表（内定・追加）

（ 会期 自 5月28日（木）の28日間
至 6月24日（水） ）

令和8年5月定例会

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
5月21日	木	議会運営委員会（現）	午前10時	第1委員会室	◎4月1日付人事異動者の紹介 1 運営委員候補者の届出について 2 第2回定例会の運営について 3 その他	○招集告示 ○議案配付 ※討論通告期限（専決処分の承認）…午後5時
		全 員 協 議 会	午後1時30分	全員協議会室	◎4月1日付人事異動者の紹介 1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		人 事 問 題 調 整 会 議	全協終了後	第1委員会室	人事問題について<非公開>	（当局出席不要）
22日	金					
23日	（土）					
24日	（日）					
25日	月	議会運営委員会（現）	午前10時	第1委員会室	人事問題調整会議の協議結果について	
		人 事 問 題 調 整 会 議	午前11時	第1委員会室	人事問題について<非公開>	（当局出席不要）
26日	火					
27日	水					
28日	木	全 員 協 議 会	午前9時30分	全員協議会室	1 人事問題調整会議の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 諸般の報告 2 会期の決定 3 議案上程・説明・休憩（議案説明会）・ 質疑・委員会付託 4 議会運営委員及び正副委員長選任 5 その他	
29日	金	天 竜 区 特 別 委 員 会	午前10時	第1委員会室	各種報告事項等	
30日	（土）					
31日	（日）					
6月1日	月					
2日	火					
3日	水					※質問通告期限…正午
4日	木					
5日	金					
6日	（土）					
7日	（日）					
8日	月					
9日	火	大 都 市 制 度 ・ 行 財 政 改 革 特 別 委 員 会	午後3時	第2委員会室	各種報告事項等	
10日	水	議会運営委員会（新）	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目から4日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
11日	木	全 員 協 議 会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	代表質問	
12日	金	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
13日	（土）					
14日	（日）					
15日	月	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
16日	火	総 務 委 員 会 厚 生 保 健 委 員 会 環 境 経 済 委 員 会 建 設 消 防 委 員 会 市 民 文 教 委 員 会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査	
17日	水					※討論通告期限…正午

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
18日	木					
19日	金	危機管理・交通政策 特別委員会	午前10時	第1委員会室	各種報告事項等	
20日	(土)					
21日	(日)					
22日	月					
23日	火	議会運営委員会(新)	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
24日	水	全 員 協 議 会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 委員長報告・質疑(討論)・採決 2 その他	

議 事 日 程 (第7号)

令和8年5月28日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報 第 3 号 専決処分の承認について(浜松市税条例の一部改正について)
- 第 4 報 第 14 号 専決処分の承認について(令和8年度浜松市一般会計補正予算(第1号))
- 第 5 第 79 号 議案 令和8年度浜松市一般会計補正予算(第2号)
- 第 6 第 80 号 議案 浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について
- 第 7 第 81 号 議案 浜松市運動広場条例の一部改正について
- 第 8 第 82 号 議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 第 83 号 議案 浜松市税条例の一部改正について
- 第10 第 84 号 議案 浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について
- 第11 第 85 号 議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第12 第 86 号 議案 浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の一部変更について
- 第13 第 87 号 議案 工事請負契約締結について(浜松市勤労会館解体工事)
- 第14 議長発議第1号 浜松市議会議会運営委員会委員選任について
- 第15 議長発議第2号 浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について

議 事 の 順 序 (第1日)

令和8年5月28日(木) 午前10時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告……

- 監報第7・8号 定期監査等、例月出納検査結果報告
- 報第4号 専決処分の報告(法第180条関係)
- 自 報第5号 } (一財)清掃公社、(公財)花みどり振興財団、
(公財)医療公社、(公財)文化振興財団、
至 報第10号 } (株)なゆた浜北、(公財)浜松地域イノベーション
推進機構の令和8年度事業計画
- 報第11号 令和7年度浜松市繰越明許費繰越計算書
- 報第12号 令和7年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書
- 報第13号 令和7年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

4 会議録署名議員指名

5 会 期 の 決 定

6 報 第 3 号 及 び
報 第 14 号 上 程……

- 日程第3 専決処分の承認について
(浜松市税条例の一部改正について)
- 日程第4 専決処分の承認について
(令和8年度浜松市一般会計補正予算(第1号))

(1) 説 明

(2) 質 疑

(3) 委員会付託省略

(討 論)

(4) 採 決

7 議 案 上 程……

- 自 日程第5 第79号議案
 - 至 日程第13 第87号議案
- 9件

(1) 説 明

(休 憩) 議案説明会開催

(2) 質 疑

(3) 委員会付託

8 議長発議第1号上程……日程第14（議会運営委員会委員選任）

（1）採 決

9 議長発議第2号上程……日程第15（議会運営委員会委員長及び副委員長選任）

※除斥対象議員退席

（1）採 決

10 休 会 の 決 定

11 散 会 の 宣 告

令和8年第2回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

- 第 79 号議案 令和8年度浜松市一般会計補正予算（第2号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第23款 繰越金
歳出予算中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費
第2条（繰越明許費）
第3条（債務負担行為の補正）中
防災学習センター指定管理運営費
第4条（地方債の補正）
- 第 82 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 83 号議案 浜松市税条例の一部改正について

厚生保健委員会

第 79 号議案 令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

第 3 条（債務負担行為の補正）中

春野福祉センター指定管理運営費

根洗学園指定管理運営費

環境経済委員会

- 第 79 号議案 令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）
第 3 条（債務負担行為の補正）中
浜松市西南部土地改良区が県営土地改良事業等に対して負担する地元負担金の
助成（令和 7 年度設定追加分）
- 第 84 号議案 浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について
- 第 87 号議案 工事請負契約締結について（浜松市勤労会館解体工事）

建設消防委員会

第 79 号議案 令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 2 項 国庫補助金中

第 7 目 土木費国庫補助金

第 25 款 市債

歳出予算中

第 8 款 土木費

第 3 条（債務負担行為の補正）中

県道湖東和合線（西山工区）整備事業費

緑化推進センター指定管理運営費

市民文教委員会

第 79 号議案 令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 2 項 国庫補助金中

第 1 目 総務費国庫補助金

第 9 目 教育費国庫補助金

歳出予算中

第 2 款 総務費中

第 9 項 戸籍住民基本台帳費

第 10 款 教育費

第 3 条（債務負担行為の補正）中

市民協働センター指定管理運営費

市民音楽ホール指定管理運営費

浜松アリーナ指定管理運営費

雄踏総合体育館外 4 施設指定管理運営費（雄踏総合体育館、雄踏総合公園、雄踏グラウンド、馬郡運動広場、舞阪表浜公園）

浜松市武道館指定管理運営費

天竜壬生ホール指定管理運営費

クリエート浜松非常用自家発電機更新工事費

東図書館指定管理運営費

南陽図書館指定管理運営費

第 80 号議案 浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について

第 81 号議案 浜松市運動広場条例の一部改正について

第 85 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

第 86 号議案 浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の一部変更について



令和8年5月4日

(あて先)浜松市議会議長 宛

こどもたちの食の未来のネットワークはままつ
(代表者)

住 所 浜松市中央区神ヶ谷町 8188-2

氏 名 川田忍



外 0名

イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書 について陳情

要 旨 (陳情/事項を簡単に)

地方自治法第99条の規定により、イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書を提出してほしい。

提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

理 由 (陳情/要望事項を詳細に)

国への意見書は、この地域で大切に思っていることを浜松市の声として国へ届ける方法だと思えます。浜松市の声として国へ届ける言葉は、同時に浜松市民へ、特に次の世代を生きる若者に見せる背中となります。

2026年2月28日に発生したイランを巡る紛争は、これまでの国際秩序を根底から揺るがし、世界情勢を劇的に変貌させました。経済的な影響だけでなく、本市は「平和都市宣言」に基づき世界の恒久平和に貢献する立場を明確にしており、平和維持への取り組みは、決して国政だけにとどまることなく、地域から取り組むことも大切であり、未来を担う子供たちや若い世代に平和への思いを伝えていくことが必要であるとしています。

これは地方公共団体の公益に関する事件であるため、浜松市から国への意見書として、平和への思いを声にさせていただきたく陳情いたします。

意見書(案)

米国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃並びにそれに対するイランの報復攻撃により、多くの尊い命が失われていること、また、国際社会に大きな混乱が生じていることに、私たちは深い憂慮を表明する。中東地域における軍事衝突の激化は、世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や物価高騰などを通じて、日本国民及び本

市市民の生活にも重大な影響を及ぼす可能性がある。イラン政府による自国民への弾圧及び疑いのある核兵器開発は、国際法や国際人権法上許されないことであるが、いかなる理由があろうとも、軍事行動は平和的解決の道を開ざすものとして、断じて容認できるものではない。今こそ求められるのは、軍事的解決ではなく対話と外交による平和的解決である。よって、私たちは、これ以上の犠牲者を出さないため、米国、イスラエル及びイランに対し、直ちに全ての軍事行動を停止するよう、また、日本政府に対し、即時停戦と対話再開に向けた積極的な外交努力を主導するよう強く求める。

(横須賀市議会 意見書を参照)

消防団の持続可能な運営と地域防災力の強化に関する意見書（案）

近年、風水害や地震等の災害が多発・激甚化する中、消防団は地域に根差し、災害時に即応する消防機関として地域防災力の中核を担っている。

一方、令和7年4月時点の団員数は73.2万人で、過去10年間に12.8万人減少し、被用者比率の上昇もあって、従来どおりの運営・活動を前提とした体制の維持は難しくなっている。

さらに、団員処遇の改善、資機材や拠点施設の整備・更新、連絡体制の高度化に伴い、経費負担も増大している。加えて、運営費を住民等からの協力金（寄附金等）に依存する運用は、横浜地方裁判所平成22年3月24日判決等を踏まえ、全国的に見直しが進められている。

よって、国においては、地方公共団体が必要な消防団体制を持続的に確保できるよう、普通交付税・特別交付税等による地方財政措置の充実と算定の精緻化について、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 消防団員報酬等に係る普通交付税措置は、人口基準による算定と実態に乖離があるため、中山間地域や広域合併自治体等の実情（分団数、地勢、災害リスク等）を反映した算定に見直し、算入不足が生じる場合は特別交付税等で補完すること。
- 2 資機材・車両や拠点施設（詰所・車庫等）の整備更新・耐震化について、更新時期の集中や地域差で体制維持に支障が生じないように、普通交付税、特別交付税、補助制度、地方債等による財政措置を拡充し、計画的更新に向けた制度運用を改善すること。
- 3 消防団運営に伴う金銭の取扱いは、報酬等（個人支給）と団運営経費（公務上の必要経費）を明確に区分し、徹底すること。あわせて、協力金（寄附金等）の割当てや半強制的な集金を防ぐため、地方財政法第4条の5の趣旨と判例等を踏まえたガイドラインを明確化し、自治体への助言・点検を強化し、地方財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

物流対策強化・自動運転施策の推進を求める意見書（案）

我が国の物流は、国民生活と経済活動を支える重要な社会基幹インフラであるが、人口減少に伴う担い手不足や「物流の2024年問題」への対応、さらには燃料価格の高騰や相次ぐ自然災害などにより、その持続可能性が大きく揺らいでいる。特に、物流業界が抱える「長時間労働・低賃金」という構造的課題は依然として解消されておらず、このままでは2030年に国内輸送力の34.1%が不足するという深刻な事態が予測されている。

また、依然として高水準にある宅配便の再配達は、ドライバーの労働負担のみならず、年間約25.4万トンのCO₂排出をもたらすなど環境負荷の面でも看過できない課題である。一方で「置き配」の標準サービス化を進めているが、紛失・破損時の責任分界点が不明確なままでは現場の混乱を招きかねない。

こうした危機を乗り越えるためには、物流DXやレベル4自動運転トラック、配送ロボットの社会実装を加速させ、物流全体の高度化と省力化を強力に推進することが不可欠である。

よって、国においては、物流革新の「集中改革期間」における取組を強化し、持続可能な物流体制を確立するため、下記事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

1 荷物受取環境の整備と責任分界点の明確化

標準宅配便運送約款における置き配時の紛失・破損等に関する責任分界点の明確化や混乱を防ぐ運用指針の策定を推進するとともに、宅配ボックス等の受取インフラ整備への財政支援拡充や啓発活動の強化を通じて、多様な受取方法の普及と再配達の削減を強力に図ること。

2 物流DXの推進と自動運転技術の社会実装支援

物流データ連携やパレット規格統一等の物流標準化を推進し、中小物流事業者のデジタル化・省力化投資を支援するとともに、レベル4自動運転トラックや配送ロボットの社会実装に向けた制度整備・インフラ整備及び高精度地図等のデジタル基盤構築を加速させること。

3 物流人材の確保とサプライチェーンの強靱化

適正運賃収受と価格転嫁を徹底するため、「物流Gメン」による監視・指導体制を強化して労働環境の改善と人材確保を図るとともに、災害時や有事に対応可能な物流ネットワークの強化及びモーダルシフト等による持続可能な物流体系への転換を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

造血幹細胞移植後の予防接種における助成等を求める意見書（案）

造血幹細胞移植を受けた患者は、定期予防接種により獲得した免疫が低下もしくは消失し、重篤な感染症に罹患する高いリスクを負うため、再び免疫を獲得するためには、移植後に予防接種を再度受けることが必要である。

しかしながら、移植後に必要な予防接種の多くは予防接種法に基づかない任意の予防接種であり、患者の自己負担となっている。

予防接種は複数回の接種が必要である場合も多いことから、経済的負担は大きく、本市における再接種の助成対象は18歳未満となっている。

また、自治体によって助成の有無や対象年齢が異なり、居住地による不公平が生じている。

移植後の予防接種は、患者個人の健康を守るだけでなく、感染症の発症や重症化を防ぐことで医療費の抑制および公衆衛生の向上にも寄与することから、必要不可欠な医療行為を自己負担に委ねる現状は、医療保険制度の理念にも反する。

よって国においては、造血幹細胞移植後において医学的に必要と認められる予防接種について、定期接種化または全国一律の公的助成制度を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

近年、人口減少や少子高齢化の進展により、地域公共交通の担い手不足が深刻化している。特に中山間地域や公共交通空白地域では、住民の日常的な移動手段の確保が大きな課題となっており、高齢者の運転免許返納後の移動支援の必要性が一層高まっている。

また、高齢運転者による交通事故は依然として社会的課題であり、安全・安心な地域交通体系への転換が求められている。一方で、自動運転技術は急速に進展しており、国においてもレベル4自動運転の実装推進やデジタル田園都市国家構想の下、自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組が進められている。

既に全国各地で自動運転バスやグリーンスローモビリティ等の実証実験が行われているが、導入・運営に係る財政負担、遠隔監視体制、道路インフラ整備、通信環境整備、人材確保等の課題が山積している。

よって、国においては、持続可能な地域交通を確保し、自動運転移動サービス等の社会実装を着実に推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自動運転移動サービス等が実証実験段階にとどまらず、社会実装が進み、恒常的な事業へ移行できるよう制度・財政支援を強化すること。
- 2 地域モビリティ産業との連携による自動運転関連技術の研究開発及び人材育成を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小製造業の存続支援強化を求める意見書（案）

中東情勢の緊迫化により原油価格の高騰と供給不安が深刻化している。

我が国は原油の約9割を中東に依存しており、ナフサをはじめとする石油化学原料の調達難・価格急騰が、製造業全体に深刻な影響を及ぼしている。

帝国データバンクの調査によれば、中東情勢による原油高騰・供給不安が経営に「マイナス影響がある」と回答した企業は96.6%に上り、特にナフサ不足は国内製造業約4.7万社（うち約9割が中小企業）に波及する可能性が高いと指摘されている。

本市は、輸送用機器（自動車・バイク）、光・電子、楽器、繊維など、多様な中小製造業が集積する「ものづくり都市」である。これらの産業は、市内総生産の基幹をなし、雇用や地域経済を支えている。特に、特殊技術を有する中小企業群は、地方産業の根底を支える存在であり、代替の利かない高度な加工技術やノウハウを有している。

供給難による原材料価格の高騰は価格転嫁が困難な中小企業の収益性を圧迫し、黒字経営でありながら資金繰り悪化による「黒字倒産」のリスクを高めている。

原材料の一部に入手困難なものが出ており、製造の現場では操業の維持が困難となってきた。現在の状況が長引けば、雇用の維持が難しくなる。

また、経営者の高齢化に伴う後継者不在問題が深刻化しており、特殊技術を有する企業が事業解散に追い込まれるケースが増加すれば、浜松の産業基盤そのものが失われるおそれがあるだけでなく、ひいては国全体の経済安全保障にも直結する。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 中東情勢による原材料供給難・価格高騰対策として、中小製造業向け緊急経営安定化基金の創設及び直接補助金の拡充を行い、特に原材料コスト負担軽減と資金繰り支援を講じ、黒字倒産の防止を図ること。
- 2 後継者不在により特殊技術を有する企業の事業解散を防止するため、事業承継支援の抜本的強化を行い、税制優遇の拡充、M&A促進補助金・後継者育成プログラムの増額、第三者承継支援を重点的に実施すること。
- 3 企業向け事業継続計画（BCP）策定支援と併せ、供給難下での原材料備蓄・代替調達に係る中小企業向け財政措置を講じ、雇用の維持のための補助制度

など、産業基盤の持続可能性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、一日も早く法的に位置付けすること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会を拡充すること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子供に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是とし、核軍縮・核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた中、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、官民一体となって、国際平和を主導する役割を期待されている。

一方で、国政の一部において非核三原則の見直しを求める声が上がっている。これに対して、日本原水爆被害者団体協議会などが参画する核兵器をなくす日本キャンペーンは、3月に2026国家安全保障戦略への提言を発表し、仮に日本国内に米国の核兵器が持ち込まれれば、相手国が先制的に核攻撃に踏み切る可能性を高め、抑止どころか日本の安全保障を大きく損なう危険性があると警告した。

非核三原則の見直しは、市制100周年に『平和都市宣言』を行ない、核兵器のない世界の実現を市民とともに目指してきた浜松市の精神に照らして看過できない。

近年、核を保有する中国やミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続く中、広島・長崎のような非人道的惨禍を繰り返さないためにも、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力を放棄することなく、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくべきである。

よって、国においては、核兵器の廃絶を通じて、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和を実現するため、非核三原則を堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

浜松市議会傍聴規則及び浜松市議会委員会傍聴規程の一部改正について

1 改正を行う例規

- (1) 浜松市議会傍聴規則
- (2) 浜松市議会委員会傍聴規程

2 一部改正の主な内容

- (1) 浜松市議会傍聴規則

ア 傍聴人の定員

大規模な災害や重大な感染症のまん延などやむを得ない事由があるときは、110名とする市議会の傍聴人の定員について、別に定員を定めることができることとする。

イ 傍聴人に対する質問及び入場の禁止

議長は、傍聴をしようとする者の銃器やビラなどの携帯について職員に質問させ、当該者がこれに応じない場合は、当該者の議場への入場を禁止できることとする。

ウ 昨今の事情を鑑み、帽子やマフラー等の着用を禁止しないこととする。

エ その他

携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすることや、録画及びその画像の放送の禁止など所要の整備を行う。

- (2) 浜松市議会委員会傍聴規程

ア 傍聴人の定員

大規模な災害や重大な感染症のまん延などやむを得ない事由があるときは、10名とする委員会の傍聴人の定員について、別に定員を定めることができることとする。

イ 傍聴人に対する質問及び入場の禁止

委員長は、傍聴をしようとする者の銃器やビラなどの携帯について職員に質問させ、当該者がこれに応じない場合は、当該者の議場への入場を禁止できることとする。

ウ 昨今の事情を鑑み、帽子やマフラー等の着用を禁止しないこととする。

エ その他

携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすることや、録画及びその画像の放送の禁止など所要の整備を行う。

3 施行日

公布の日の翌日

浜松市議会傍聴規則の一部を改正する規則

浜松市議会傍聴規則(昭和40年浜松市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p>
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体であるときは<u>代表者又は責任者が、その団体の名称及び人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名</u>を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体であるときは、<u>代表者又は責任者が、次に掲げる事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 団体の名称</u></p> <p><u>(2) 団体の人員</u></p> <p><u>(3) 団体の代表者又は責任者の住所及び氏名</u></p>
<p>(傍聴券の交付)</p> <p>第5条 前条の規定に基づき、傍聴の<u>手続</u>があった場合において議長が特に必要があると認めるときは、傍聴券を交付する。</p>	<p>(傍聴券の交付)</p> <p>第5条 前条の規定に基づき、傍聴の<u>手続</u>があった場合において議長が特に必要があると認めるときは、傍聴券を交付する。</p>
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器その他危険なものを持っている者</u></p> <p>(2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器その他危険な物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行</u></p>

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子・外とう・えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議

為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯し、又は着用しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

<p><u>長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u></p> <p><u>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(<u>写真・映画等の撮影及び録音等の禁止</u>)</p> <p>第9条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真・映画等を撮影し又は録音等</u>をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは<u>これを</u>制止し、その命令に従わないときは<u>これを</u>退場させることができる。</p>	<p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(<u>写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止</u>)</p> <p>第9条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u>をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、<u>これを</u>制止し、その命令に従わないときは、<u>これを</u>退場させることができる。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

浜松市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

浜松市議会委員会傍聴規程（平成7年浜松市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第9条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(3) <u>張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(4) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第9条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>物を</u>携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会の会議室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u></p> <p><u>2 委員長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯し、又は着用しているか否かを質問させる</u></p>

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

ことができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会の会議室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) (略)

(5) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議室の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

<p>第12条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があつたときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第13条 傍聴人は、<u>すべて係員の指示</u>に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第14条 委員長は、傍聴人がこの規程に反するときは<u>これを</u>制止し、その命令に従わないときは<u>これを</u>退場させることができる。</p>	<p>第12条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があつたときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第13条 傍聴人は、<u>全て係員の指示</u>に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第14条 委員長は、傍聴人がこの規程に反するときは、<u>これを</u>制止し、その命令に従わないときは、<u>これを</u>退場させることができる。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日の翌日から施行する。

全員協議会 出席対象者（異動者紹介）

R8. 4. 1現在

（新）

（旧）

技術統括監	大 口 鉄 雄	採 用（国土交通省）
健康福祉部長	新 谷 直 幸	議会事務局長
財務部税務担当部長	齊 田 一 朗	健康福祉部参与
健康福祉部医療担当部長	小笠原 雅 美	健康福祉部参事
都市整備部花みどり担当部長	磯 部 篤	都市整備部参事
土木部長	加 藤 貞 仁	土木部次長
市長公室次長 秘書課長事務取扱	井 川 宜 彦	市長公室次長 広聴広報課長事務取扱
市長公室参事 広聴広報課長事務取扱	密 岡 宏 行	健康福祉部参事